## 宮城県介護研修センター標準人員定数

下表の職員数は、宮城県介護研修センターを円滑に管理運営するために必要であると県が考えている標準人員定数である。

申請者はこの標準人員定数を参考として、申請者が宮城県介護研修センターを運営していくために必要と考える人員配置計画を提出すること。

## 【標準人員定数】

区分	定数      業務従事内容			
施設長	1	教務主任を兼ねるとともに、施設全体の総括責任者となります。		
作業療法士等 (介護機器相談指導員)	1	介護研修の運営のほか、在宅高齢者等の身体状況に応じた 福祉用具の改良やリハビリテーションに関する相談に対 応するとともに、介護機器の常設展示、福祉用具・住宅相 談に対応します。		
事務職員 (教務担当事務職員)	1	介護研修の企画や受託研修の運営のほか、庶務事務を担います。		

## 宮城県船形の郷人員配置案

下表の職員数は、宮城県船形の郷の運営について、現在のサービス水準を維持するとともに、更なる向上を図るために必要であると県が考えている人員配置数である。

申請者はこの人員配置を参考として、申請者が宮城県船形の郷を運営していくために必要と考える人員配置計画を提出すること。

部門	職種	人数						
一 司 (行	相联7里	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
管理部門	管理者	2	2	2	2	2		
	事務員	10	8	8	8	8		
	栄養士	2	2	2	2	2		
	調理員	19	19	19	19	19		
地域移行 推進部門	生活支援員	7	7	7	7	7		
医療支援 部門	看護師	10	10	10	10	10		
リハビリ テーション 支援部門	作業療法士等	4	4	4	4	4		
入所支援 部門	生活支援員	162	180	191	210	224		
就労支援 部門	生活支援員	7	7	7	7	7		
合計		223	239	250	269	283		

- ※ 人数は、常勤換算した場合の人数である。常勤換算方法については、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日宮城県規則第41号)による。
- ※ 生活支援員のうち、臨時職員の割合は20%程度を想定している。
- ※ 生活支援員には、日中活動支援及び夜間の支援を担当する職員のほか、園長、課長等指導的立場にある職員、サービス管理責任者、運転・業務員を含む。
- ※ 入所支援体制は1チーム10人程度を想定。ただし、特別支援室については7人程度を想 定。
- ※ 本表は現指定管理者の人員配置状況を基に、令和 10 年度に利用定員を満たせるよう段階的 に職員を増員する想定で作成したものであり、申請者が本表より多くの人員配置を計画する ことを妨げるものではない。